

## 火災予防条例の改正（避難経路図の掲示）について

旅館、ホテル、宿泊所等の客室へ避難経路図の掲示を規定しました。

（能代山本広域市町村圏組合火災予防条例第40条第4号）

施行日は、平成25年4月1日です。

※既存施設には、平成25年6月30日までの間は、当該規定を適用しない経過措置を設けました。

### ◎避難経路図の掲示及び避難経路図の作成要領

- 能代山本広域市町村圏組合火災予防条例第40条（避難施設の管理）  
第4号（避難経路図の掲示）

旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものの客室には、見やすい箇所に避難経路図を掲示しておくこと。

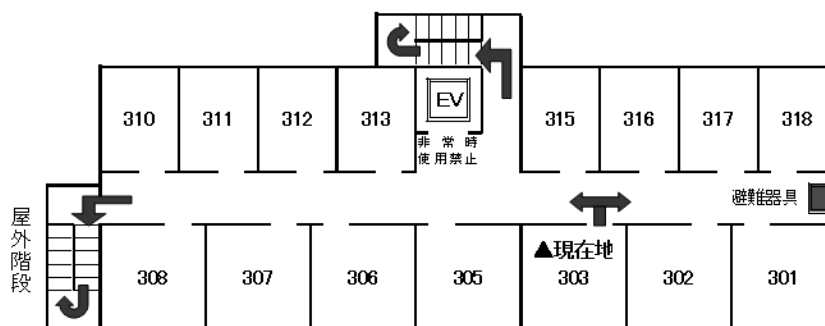
- 能代山本広域市町村圏組合火災予防条例施行規則  
第5条（避難経路図の作成要領）

条例第40条第4号の規定による避難経路図には、次に掲げる事項を記載すること。

- 避難施設及び避難器具の設置位置
- 避難経路
- 宿泊者に対する火災の伝達方法

避難経路図(例)

3階避難経路図



- 最寄の避難経路をご確認下さい。
- 火災を発見された方は、フロント(内線〇〇〇番)までお知らせ下さい。
- 非常の場合は、館内放送または従業員の指示に従って下さい。
- 避難の際は、エレベーターを使用しないで下さい。